

台湾「犯罪被害者保護協会」視察報告

添付資料

【資料A】

日本被害者支援ネットワーク台湾訪問団説明資料

【資料B】

犯罪被害者訪問記録用紙及び保護申請関連書類書式
(財団法人犯罪被害者保護協会板橋事務所)

【資料C】

「犯罪被害者等給付金等支給法」(日本)と
「犯罪被害者保護法」(台湾)との比較

| | | |
|-------|----|------|
| 資料A・B | 翻訳 | 中北 隆 |
| | 監修 | 富田信穂 |
| 資料C | | 山上 皓 |

【資料A】

日本被害者支援ネットワーク協会台湾訪問団説明資料

1. 犯罪被害者保護法の立法理由及びその目的について
2. 犯罪被害者保護法の主な内容について
3. 犯罪被害者保護に関わる業務を推進するために
4. 犯罪被害補償の受理の実態
5. 民間支援団体と共同で行う犯罪被害者への救済活動の実態
6. 財団法人犯罪被害者保護協会の行う事業とその実績
7. 今回の「犯罪被害者保護法」の改正点について

付録

- ・ 犯罪被害者保護法
- ・ 犯罪被害者保護法施行細則
- ・ 犯罪被害者保護施策を強化するために
- ・ 地方裁判所及びその支部における検察庁が行う犯罪被害者保護法に基づ
く補償請求処理の要点について
- ・ 関連業務統計表

1. 犯罪被害者保護法の立法理由及びその目的について

説明

1. 犯罪被害者は心身ともに困窮の立場におかれ、伝統的な法律制度の下でその権利は長期間無視され、保護がなされていなかった。事件が発生すると、国は加害者の行為を追及するだけである。現行法律制度では加害者及び受刑者の権利は捜査から裁判、執行まで、その権利を守る法律が整備されている。更に出所後は、国は大量の予算を投入し、更生に使用しているのが現状である。一方、被害者側の処遇は無視され、司法上では公平を欠いている。そこで、犯罪被害者保護を推進するために、最も重要な刑事政策として「犯罪被害者保護法」を定めた。

2. 立法理由及びその目的は次のとおりである。

- 1) 民法上の加害行為による損害賠償制度の不足を補い、国の財政面の許容範囲内で、事情に応じて補償する。他人の犯罪行為による損害を補償し、司法上の救済制度を整備する。
- 2) 福祉制度の向上及び社会の安全を図る。
- 3) 現代刑事政策の理念に沿って、犯罪被害者に司法の信頼度を高めさせる。

2. 犯罪被害者保護法の主な内容について

説明

犯罪被害者保護法の内容は、次のように主に金銭補償、訴訟による救済、保護活動という三つの部分からなっている。

1. 金銭補償

金銭補償は、犯罪被害者にとって一番の救済方法である。

1) 補償対象

政府の財政面の負担を軽減するため、金銭救済の極めて必要な犯罪被害者を救済する。国外外国の法律を参照して、金銭補償を申請できる者は犯罪行為による死亡者の遺族及び重傷者本人に限ることとした。

2) 補償項目及び金額

補償項目としては、医療費（最高新台幣ドル40万円まで）、労働能力喪失及び被害による生活費用の増加分（最高100万円まで）がある。死亡者については葬儀費用（最高30万円）及び遺族扶養費（最高100万円）を申請することができる。補償金額について事情により増減が生じる場合は、行政院に申し入れ、調整を求める。

3) 補償除外及び補償金額の調整について

被害者の落ち度や誘発行為、或いは被害者またはその遺族が加害者と何らかの関係があり、補償に支障が認められる場合には、補償の取消または一部支給となる。また、二重補償を避けるため、犯罪行為による被害者が社会保険等から補償金を受け取った場合には、本補償金より差し引いた金額を支給することとする。

4) 補償決定機関

犯罪被害者に速やかに金銭補償を支給するため、各地方裁判所及びその支部にある検察庁に「犯罪被害者補償審議委員会」を設置する。また、高等裁判所及びその支部にある検察庁に「犯罪被害者補償再審委員会」を設置し、補償金の決定及び関連事務を取扱う。

5) 臨時補償金

補償審議委員会は、補償金を決定する前に、被害者に緊急補償が必要な事情がある場合には、臨時応急補償金として40万円を支給する。この補償金は必要に応じて、行政院に申し入れて、調整を求める。

6) 加害者に損害賠償を請求する権利について

犯罪行為による損害賠償は、加害者または損害賠償責任者がすべきである。しかし、本犯罪被害者保護法では、社会の安定のため、被害者への救済を迅速に行うため、国は加害者に代わり、立替えて被害者側に補償金を支給する。それゆえに、立替え側である国は損害賠償すべき者に損害賠償を負わせる権利を有し、この権利の行使のため、本保護法では検察庁を国の代表機関とする。

7) 補償金費用の財源

政府の財政負担を軽減するため、本保護法では、法務省予算より支出するほか、刑務所で製造した製品の売上金の25%と加害者の損害賠償金等を被害者への補償金に充当することとする。

2. 訴訟による救済について

犯罪被害者は、民事訴訟により加害者に対し損害賠償請求権を行使しうが、そのためには、現行民事訴訟法に定められている訴訟条件を満たさなければならないほか、相当金額の訴訟費用を納めなければならない。本保護法は、金銭補償のほか、第二の補償措置として、被害者が民事賠償請求権を獲得することに協力する。被害者の訴訟費用の負担を軽減するため、被害者の財力有無にかかわらず、訴訟費用を免除する。仮担保金を支払えない場合は、犯罪被害者保護機関が保証書を提出する。

3. 保護活動

被害者またはその遺族が正常な生活に戻れるように協力することは、重要な保護措置の一つである。犯罪被害者への協力を拡大するため、法務省は内務省と共同で犯罪被害者保護機関を設立し、犯罪被害者が緊急に必要な心理、生理、医療等の人的、物的な援助を提供する。また検察、裁判、補償申請、広報啓発、民事訴訟、安全保護、心理的、生理的な救済・援助等に協力し、被害者保護の運動をサポートする。

3. 犯罪被害者保護に関わる業務を推進するために

説明

1. 「犯罪被害者保護法施行細則」を定めて、法律用語及びその適用範囲、補償金申請書、補償委員会決定書に記載すべき事項等を明記し、補償金申請の諸手続事項等を規定している。

2. 「犯罪被害者補償審議委員会及び犯罪被害者補償再審委員会の設置要領」を定め、地方裁判所検察庁と台湾高等裁判所及び支部検察庁の委員選出を準備し、また委員会の設置を指導する。

3. 「犯罪被害補償事件番号、支給実施要領」を定め、犯罪被害者補償事件・番号を決定し、支給の手続きを定める。

4. 犯罪被害者が用いる犯罪被害者補償金申請書、臨時補償金申請書、委員会決定書、補償金領収書、再審申請書、調査通知書等の各種書類の様式を定める。

5. 犯罪被害者補償業務に携わるスタッフ養成のための講習会を開催する。

1) 民国87年(1998年)8月29日に犯罪被害者補償審議委員会及び再審委員会主任委員の講習会を開き、同年9月には、6地区7会場で講習会を開催した。参加者数は委員、職員(秘書及び幹事)を含め、計373名であった。

2) 民国90年(2001年)10月に劍潭海外青年活動センターで犯罪被害者補償と損害賠償についての研修会を開催した。参加者数は、検察庁のスタッフと犯罪被害者保護協会の関係者等で100名余りであった。

3) 犯罪被害者の保護及び加害者に損害賠償を請求する権利についての専門知識を普及するため、民国91年(2002年)5月31日に民事訴訟法、心理学専門員を招き、民事訴訟法の実務研修会を開催した。参加者数は約70名であった。

6. 関係法令及び被害者補償、損害賠償に関する参考資料を収集して、「犯罪被害者保護法規則集成集」及び「犯罪被害者補償及び損害賠償に関する参考資料集」等を作成する。参考、運用資料として検察庁及び犯罪被害者保護協会に配布する。

7. 内務省と共同で「財団法人犯罪被害者保護協会」を設立し、全国各地での犯罪被害者への保護事業を展開するため、出張所を21ヵ所設置する。

8. 犯罪被害者保護法の実行効率を高めるため、犯罪被害者の補償及び補償制度の運用を

監督する。

9. 「犯罪被害者保護施策を強化するために」の執行に協力し、犯罪被害者保護のネットワークを利用して、各種犯罪被害者の必要性に応じた協力及び保護措置を提供する。これには救済協力、安全保護、損害賠償、訴訟協力、広報啓発等が含まれる。その他の6項目及び40余り施行要領を提供する。

10. 社会へのキャンペーン実施を強化し、国民の犯罪被害の予防及び被害者への保護意識を高め、社会安全を促進するため、犯罪被害者保護運動の広報週間を実施した（これまでに4回ほど実施した）。

11. 犯罪被害者保護ハンドブック等の広報用小冊子を作成する。

「犯罪被害者保護ハンドブック」、「犯罪被害事件分類記録簿」、「犯罪被害者保護法及び施行細則」、「犯罪被害者補償金申請マニュアル」を25万冊ほど作成した。広く広報できるように検察庁、警察、省、県、市等に配布した。

12. 慎重且つ厳格に犯罪被害者保護事業に携わるボランティアの人選を行う。

財団法人犯罪被害者保護協会を監督し、犯罪被害者に各種の救済活動を拡大する。

13. 財団法人犯罪被害者保護協会及び関連する救済センターのために予算を組み、経費補助等の支出業務を行わせる。

14. 犯罪被害者及び遺族への救済補償のため、「犯罪被害者補償金のための金融機関等高利息貯金業務要領」を作成する。政府からの補助を受けずに、犯罪被害者及びその遺族のために、台湾銀行、台湾中小企業銀行、第一商業銀行、高雄銀行、中華商業銀行、台北銀行、中国国際商業銀行、萬通商業銀行及び彰化銀行等9銀行が、特別貯金業務を行っている。

15. 犯罪被害者保護法と他の法律との関連や法律上の留保事項を見直して、犯罪被害者保護法の改正を検討し、行政院を通じて立法院に改正案を送った。民国91年（2002年）7月10日に總統華総一義字第09100138630号で改正がなされた。

4. 犯罪被害補償の受理の現状

説明

犯罪被害者保護法は民国87年（1998年）10月1日に施行されて以来、民国91年（2002年）6月末までに各地方裁判所検察庁の犯罪被害者審議委員総会が受理した犯罪被害者補償金申請数は、全部で3,132件であり、却下及び取下げ数は1,361件であった。それらの件数の中には、被害の発生が本保護法が施行される前であったり、被害者が何らかの形でほかの損害賠償を受け取っていたものや、また、少数ではあるが、有責被害者の事件も含まれている。これらの事情により、実際の補償認定数は999件で、補償人数は1,504人であった。補償金額は、合計で5億1,522萬元であり、毎年
平均補償金額は約1億3,739萬1千元であった。

5. 民間支援団体と共同で行う犯罪被害者への救済活動の実態

説明

犯罪被害者保護法の施行以降、民間支援団体と共同で行う犯罪被害者への救済活動の実態は次の通りである。

1. 合同訓練・研修について

1) 中華民国ボランティア協会と合同で「犯罪被害者保護ボランティア候補者訓練」を行い、ボランティア候補者の養成教育、専門教育等について講義した。

参加者は保護協会の専門職員が大半であった。受講生のうち30人を、交通事故特別補償金中華民国交通事故救済協会、中華民国仏教青年会、カトリック教誨師教会、崇徳文教基金会等の団体に派遣する。

2) 犯罪被害者保護協会と合同で犯罪被害者保護事業についての研修会を行い、「犯罪被害者にどのようなカウンセリング行うか」等の講義を行った。経験等についての座談会への参加者数は、約70人であった。保護協会の各地方事務所から専任及び兼任職員が1名ずつ参加したほか、関連民間団体の代表者も出席した。

2. 補助経費について

中華民国交通事故救済協会、キリスト教更生団体等、民間団体と共同で犯罪被害者保護事業を展開し、その経費を補助する。犯罪被害者保護関連団体に効率的に保護事業を展開させ、司法上における保護事業の目的を達成するため、保護関連団体の財源が不足する場合には次のように適宜補助を行う。

1) 犯罪行為による死亡者の遺族、重傷者に対して財団法人犯罪被害者保護協会が行う法律相談、医療サービス、民事賠償、社会復帰に協力する。

2) 中華民国交通事故救済協会による「交通事故被害者のための権利ハンドブック」の作成に協力し、病院、関係機関、団体及び個人に無料郵送する。

3) キリスト教救世伝道協会と共同で「心の傷を癒す」、「犯罪被害者の心身両面にわたる社会復帰のための救済活動」の集会を開催した。

4) キリスト教更生団体が行う犯罪被害者の心身両面にわたる社会復帰のための救済活動及び「The Lost Art of Forgiving」の印刷に協力した。

6. 財団法人犯罪被害者保護協会の行う事務項目とその実績

説明

被害者及びその遺族の社会復帰に協力するため、本保護協会は内務省、行政院等と協議し、「財団法人犯罪被害者保護協会寄付行為草案」を制定し、民国88年（1999年）1月29日に「財団法人犯罪被害者保護協会」を設立した。地方の犯罪被害者への救済事業を行うため、同年4月1日に全国各地で21カ所の事務所を同時に設置した。救済のための財源は保護協会本部及び内務省予算のほか、団体、個人の寄付をも用いる。犯罪被害者への救済政策を実施するために、社会資源を活用し、本保護協会は次の事業を行っている。

1. 緊急的及び事後的な心理的医療的措施に協力する。
2. 捜査、裁判中及び裁判後の協力活動を行う。
3. 補償の申請、社会救済及び民事訴訟等に協力する。
4. 犯罪行為者或いは賠償責任者の資産調査に協力する。
5. 安全確保に協力する。
6. 医療、心理カウンセリング及び社会復帰に協力する。
7. 被害者保護の広報啓発活動を行う。
8. その他の協力活動を行う。

財団法人犯罪被害者保護協会の統計によると、民国91年（2002年）6月末までに本保護協会に所属する各地の事務所が受理した被害者の人数は、9,093人であり、サービスを提供した犯罪被害者或いはその遺族の人数は、3万7,161人であった。

7. 今回「犯罪被害者保護法」の改正点について

説明

立法院によって「行政法」の第174条を改正した際に付帯決議を実現するため、今回、犯罪被害者保護法を次の通り改正した。

1. 犯罪被害者が国から定められた一定額の補償金を受けた後の犯罪行為者或いは賠償責任者への求償権については、「地方裁判所検察庁検察事務官事務原則」の第五条第三款により、検察事務官が決定することとなった。求償権訴訟を適正に行わせるため、従来の施行細則第九条第一項の定めを法律上の規定とした（保護法第十二条を改正）。

2. 従来の「地方裁判所検察庁で行使する犯罪被害者保護法第十二条第一項及び第二十七条に定められた求償権の行使について」の第一条第一款の定めによると、検察庁は求償権を行使する場合、国家税務局等の機関、団体による犯罪行為者の資産調査を提出してもらわなければならないこととなっていたが、上記の条文を法律上の規定とした（保護法第十二条の一を改正）。

3. 従来は施行細則第十七条第二項に定める決定通知書確定後の法務省民国91年（2002年）2月6日の法保字第0910002810号の定める補償金返還義務については期限内に不履行案件を行政執行所に移管することとなっていたが、これを法律上の規定とした（保護法第二十五条を改正）。

4. 従来の「法務省審査法務財団法人設立許可及び監督要点」については、法律上の授權の根拠がなく、犯罪被害者保護機関の行使する権利と義務に大きな支障が生じていた。そこで保護法に監督方法等の条文を増やし、法務省の権限を明らかにすることとした（保護法第二十九条を改正）。

犯罪被害者保護法部分の条文改正案は3回校正した上で、総統が署名し、民国91年（2002年）7月10日華総一義字第09100138630号で公布した。